

# 委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

**第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

**第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

**第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

**第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

**第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

### (ウィークリースタンス)

**第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

### (業務スケジュール管理表)

**第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

### (Web会議【発注者指定型】)

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

### (Web検査【発注者指定型】)

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

### (業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

**第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

### （オンライン電子納品）

**第11条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

### （情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

**第12条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

### （C I M活用業務【受注者希望型】）

**第13条** 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

### （本業務の特記仕様事項）

**第14条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

本業務の業務内容については、「別紙 横断歩道橋撤去基本方針策定業務仕様書」に記載する。  
また、対象とする横断歩道橋は、「別紙 対象横断歩道橋一覧」に記載したとおりとする。

## 別紙 横断歩道橋撤去基本方針策定業務仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、「R8徳土 国道438号他 徳・大道1他 横断歩道橋撤去基本方針策定業務（以下「本業務」という。）」の特記仕様を補足するものである。

(目的)

第2条 県が管理する横断歩道橋は、令和7年度末現在44橋あり、建設後50年を超える横断歩道橋の割合は、現在の約50%が10年後には約75%と急速に増加し、今後も老朽化に伴う維持管理・更新費が増大していくことが想定される。また、小学校の統廃合をはじめ社会情勢の変化により、利用者が減少した横断歩道橋も少なくない。

このため、本業務は、横断歩道橋について、撤去の判断基準や地域住民との合意形成方法などを検討し、撤去する場合についての基本方針を策定するものである。

(業務内容)

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

### 1. 設計計画

業務の目的や主旨を把握し、仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、工程表、業務組織計画、打合せ計画、照査計画及び使用する主な図書及び基準の事項について業務計画書の作成を行う。

### 2. 現地状況の調査

現地にて横断歩道橋の利用状況や架橋位置周辺の状況を確認する。内容としては車道幅員、横断歩道、信号、歩道への影響、視認性などを確認する。調査結果については、各施設ごとに結果の取りまとめを行う。

### 3. 基本情報の整理

施設に関する資料を収集する(設計図書や完成図、施設台帳など)。基本情報としては、「通学路指定状況の整理」、「横断歩道橋の利用状況及び自動車交通量の整理」、「事故件数の整理」、「周辺代替施設の確認」、「近隣施設の有無(公共施設や商業施設)」、「緊急輸送道路」、「バリアフリー重点整備地区」などを整理し、取りまとめを行う。

### 4. 横断歩道橋の諸元・健全度評価

過年度点検業務(R2年度～R6年度)、資料収集整理結果により諸元の整理、健全度の評価を整理する。合わせて、「立体横断施設技術基準・同解説」の設置基準を満たしているか確認する。

### 5. 検討委員会資料作成

横断歩道橋撤去の基本方針についての検討委員会を設置するため、検討委員会に用いる資料作成を行う。

### 6. 横断歩道橋撤去に関する基本方針(案)作成

検討委員会での意見を考慮し「横断道橋撤去に関する基本方針(案)」を作成する。

7. 照査

仕様書に基づく内容、検討項目、策定内容の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。照査は照査計画に基づいて実施し、終了後、照査報告書に取りまとめる。

8. 報告書作成

上記の内容を整理し、その根拠資料とともに、業務報告書の取りまとめを行う。

9. 打合せ

打合せは、業務着手時（1回）、中間打合せ（5回）、成果物納入時（1回）の計7回とする。

## 別紙 対象横断歩道橋一覧

施設名称	路線名	市町村名	架設年度	橋長(m)	幅員(m)	直近の点検実施年度	直近の判定区分
東堀川歩道橋	県道33号 小松島佐那河内線	小松島市小松島町字高須～小松島市堀川町	1971	41.3	1.5	2023	Ⅱ
北島横断歩道橋	松茂吉野線	北島町	1968	60.9	2	2021	Ⅲ
藍住町横断歩道橋	県道14号松茂吉野線	板野郡藍住町笠木	1982	47.6	1.2	2023	Ⅲ
南二軒屋町歩道橋	県道136号 宮倉徳島線	徳島市南二軒屋町2丁目	1995	36.2	1.5	2023	Ⅱ
中田歩道橋	県道17号 小松島港線	小松島市中田町字奥林	1968	41	1.5	2023	Ⅲ
大道一丁目歩道橋	国道438号	徳島市大道1丁目	1968	38	1.5	2023	Ⅲ
新町橋二丁目歩道橋	国道438号	徳島市新町橋2丁目	1969	122.8	1.9	2023	Ⅲ
東大工町二丁目歩道橋	国道438号	徳島市東大工町2丁目	1968	38.5	1.5	2023	Ⅲ
藍住横断歩道橋	県道14号松茂吉野線	板野郡藍住町東中富	1984	26	1.5	2023	Ⅲ
川内町歩道橋	県道220号川内大代線	徳島市川内町大松	1973	33.5	1.5	2023	Ⅲ
不動町歩道橋	県道1号 徳島引田線	徳島市不動本町3丁目	1973	40.6	1.5	2023	Ⅰ
北島田三丁目歩道橋	徳島引田線	徳島市	1970	51	1.5	2021	Ⅲ
昭和歩道橋	県道29号徳島環状線	徳島市昭和町8丁目	1976	64.3	2.5	2023	Ⅲ
小松島横断歩道橋	徳島小松島線	小松島市	1976	37.8	1.9	2021	Ⅲ
昭和町1丁目歩道橋	県道120号徳島小松島線	徳島市万代町1丁目	1968	59.9	1.5	2023	Ⅲ
昭和町5丁目歩道橋	徳島小松島線	徳島市	1968	51	1.9	2021	Ⅲ
津田横断歩道橋	徳島小松島線	徳島市	1969	39.6	1.5	2022	Ⅲ
東洋紡績前歩道橋	県道120号 徳島小松島線	小松島市小松島町字若井崎	1969	50.4	1.2	2023	Ⅲ
論田横断歩道橋	県道120号 徳島小松島線	徳島市論田町本浦上	1971	39.4	1.5	2023	Ⅲ
元町一丁目歩道橋	徳島停車場線	徳島市	1983	72.3	5	2021	Ⅲ
応神歩道橋	県道39号徳島鳴門線	徳島市応神町古川	1970	42.2	1.5	2023	Ⅲ
中吉野町歩道橋	県道39号徳島鳴門線	徳島市中吉野町2丁目	1968	42.7	1.5	2023	Ⅲ
東中富横断歩道橋	県道1号徳島引田線	板野郡藍住町東中富	1993	55.9	1.5	2023	Ⅱ
坂野横断歩道橋	県道273号 大京原今津浦和田津線	小松島市坂野町字根上り	2002	33.4	1.5	2023	Ⅲ
住吉横断歩道橋	徳島環状線	徳島市	2012	86.8	2	2020	Ⅰ
津田歩道橋	徳島環状線	徳島市	1976	50.1	1.5	2021	Ⅱ
花畑踏切歩道橋	県道30号徳島鴨島線	徳島市徳島町城内	1978	111	1.5	2023	Ⅱ
吉永・木津野横断歩道橋	鳴門池田線	鳴門市	1993	21	1.5	2019	Ⅱ
下ノ庄横断歩道橋	松茂吉野線	板野町	1971	12.3	1.5	2019	Ⅲ
明神横断歩道橋	瀬戸撫養線	鳴門市	1968	14.8	1.5	2024	Ⅲ
板野横断歩道橋	徳島引田線	板野町	1977	38.6	1.5	2019	Ⅲ
中喜来歩道橋	徳島空港線	板野郡松茂町中喜来字中須	2015	44.6	1.5	2023	Ⅱ
富岡歩道橋	富岡港線	阿南市	1971	42.5	1.9	2024	Ⅰ
桑野歩道橋	羽ノ浦福井線	阿南市	1971	67	1.9	2024	Ⅰ
上中横断歩道橋	県道130号 大林津乃峰線	阿南市上中町中原～徳島県阿南市上中町中原	1973	18.3	1.8	2023	Ⅱ
羽ノ浦歩道橋	坂野羽ノ浦線	阿南市	1977	67	1.9	2024	Ⅲ
中山歩道橋	国道195号	那賀町	1998	26.7	1.5	2024	Ⅱ
東光横断歩道橋	松茂吉野線	上板町	1971	36.2	1.9	2024	Ⅱ
神宅歩道橋	鳴門池田線	上板町	1990	55.8	1.4	2024	Ⅱ
新開地歩道橋	国道318号	吉野川市	1969	41	1.6	2024	Ⅱ
知恵島横断歩道橋	国道318号	吉野川市	1986	42	2	2024	Ⅱ
林歩道橋	鳴門池田線	阿波市	1981	38.3	1.5	2024	Ⅲ
牛島歩道橋	宮川内牛島停車場線	吉野川市	2011	52	2	2024	Ⅰ
谷口歩道橋	鳴門池田線	美馬市	1994	30.7	1.5	2020	Ⅱ
44橋						Ⅲ判定	25橋